

自転車

ヘルメットの着用

道路交通法改正により
令和5年4月1日から
全ての自転車利用者の
ヘルメット着用
が**努力義務**になります。



乗車用ヘルメットはSGマーク(JIS、JCF、CE、CPSC)などの
安全性を示すマークのついたものを使い、**あごひも**を確実に締めて正しく
使いましょう。

※交通の方法に関する教則



自転車安全利用五則

自転車の広報啓発動画



- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

